

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 01 分

閉会時間 午後 2 時 50 分

日時 平成 29 年 11 月 1 日(水)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 卯月 政人
委員 前島 茂松 中村 正則 山田 一功 桜本 広樹
遠藤 浩 猪股 尚彦 宮本 秀憲 望月 利樹
上田 仁 土橋 亨 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 鈴木 幹夫

説明のため出席した者

総合政策部長 市川 満 総合政策部次長 三井 孝夫
総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕
総合政策部技監 藤森 克也
政策企画課長 塩野 開 国際総合戦略室長 落合 直樹
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 平塚 幸美
地域創生・人口対策課長 広瀬 ひとみ

観光部長 樋川 昇 観光部理事 仲田 道弘 観光部次長 市川 美季
観光企画課長 内藤 梅子 観光プロモーション課長 大久保 雅直
観光資源課長 小田切 三男 国際観光交流課長 古谷 健一郎

農政部長 大熊 規義 農政部理事 相川 勝六 農政部次長 奥秋 浩幸
農政部技監 渡邊 祥司 農政部技監 土屋 重文 農政部副参事 福嶋 一郎
農政総務課長 山岸 正宜 農村振興課長 八巻 武正
果樹・6次産業振興課長 武井 和人 販売・輸出支援室長 草間 聖一
畜産課長 鎌田 健義 花き農水産課長 原 昌司 農業技術課長 安藤 隆夫
担い手・農地対策室長 中村 毅 耕地課長 清水 一也

人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人

監査委員事務局長 末木 鋼治 監査委員事務局次長 内田 不二夫

警察本部長 青山 彩子
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 細入 浩幸 交通部長 小林 仁志
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 窪田 圭一
総務室長 清水 順治 理事 石川 善文
警務部参事官 岩柳 治人 警務部参事 若月 誠
生活安全部参事官 矢崎 正美 刑事部参事官 宮川 俊樹
交通部参事官 荒居 敏也 警備部参事官 加々美 誠

会計課長 天野 英知 教養課長 野矢 聡 監察課長 小林 信一
情報管理課長 吉田 一成 地域課長 平井 親一
少年・女性安全対策課長 五味 雄二 生活安全捜査課長 比留間 一弥
通信指令課長 秋山 敦 捜査第一課長 雨宮 雄二 捜査第二課長 藤井 清
組織犯罪対策課長 姫野 賢司
交通指導課長 佐藤 光男 交通規制課長 川口 守弘
運転免許課長 窪田 豊 警備第二課長 岩柳 幸夫

出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修

議題 認第 1 号 平成 28 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 01 分から午前 10 時 59 分まで総合政策部・観光部関係、午後 1 時 31 分から午後 2 時 05 分まで農政部・人事委員会事務局・監査委員事務局関係、午後 2 時 20 分から午後 2 時 50 分まで警察本部関係の部局審査を行った。

質 疑 総合政策部・観光部関係

(出生数について)

山田(七)委員 主要施策成果説明書の 1 ページ、合計特殊出生率についてお伺いいたします。基準値に対して現況値が 0.08 上がって、これは大変いいことじゃないかなとは思っているのですけれども、実際問題、生まれた子供の数は何人ですか。わかれば教えていただきたいんですけど。

広瀬地域創生・人口対策課長 2016 年、平成 28 年の出生数でございますが、5,819 人でございます。基準年度の平成 26 年度は 6,063 人でございます。

(ふるさと納税の推進について)

山田(七)委員 次に、成果説明書の 108 ページ、ふるさと納税の推進についてですけれども、このふるさと納税が 927 件、2,432 万円ですけれども、幾らぐらい返礼に使ったのか教えてください。

広瀬地域創生・人口対策課長 返礼に要した経費でございますが、467 万 6,000 円余でございます。

山田(七)委員 最後に、山梨県に入ったふるさと納税が 2,432 万円というのはわかるんですけども、逆に山梨県の納税者がほかの県にふるさと納税をして、山梨県に入らなかった税金は把握できているのでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 平成 28 年の県民税の控除額は 2 億 5,350 万円余でございます。

山田(七)委員 この 2,432 万円のよその県から入ってくるふるさと納税に対して、今の 2 億 5,350 万円が本来だったら山梨県に納税されるはずが、ほかの県に行ってしまった額という理解でよろしいのでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 そのとおりでございます。

(地場産業地域振興対策費について)

桜本委員 観3の地場産業振興対策費の支出済額が9,734万円余で、観4で不用額の地場産業振興対策費の執行残が1億1,800万円余とありますが、このような金額になった理由は何でしょうか。

大久保観光プロモーション課長 この経費は郡内地域地場産業振興センターの建物解体撤去工事費でございます。こちらは解体撤去を設計するに当たり、建設の実設計図書に基づき設計したところ、1億8,979万円余ということで予算計上しました。ただ、実際の解体工事が7,229万円で終わりましたので、1億1,750万円余の不用額が生じております。

その主な要因につきまして御説明を申し上げます。まず、発注工事の入札時の落札額が1億3,867万円余ということで、この段階で既に5,112万円余の不用額が生じております。それから、現地の地盤が軟弱ということで、現場の土とセメントを混ぜて柱状のものを作り、支持基盤を補強・強化するソイルセメント工法を採用していましたが、解体工事を行ったところ、地盤が実際にはある程度かたかったため、その柱状のものの長さが短くて済んでいる箇所が多くございました。このため、そのセメントの解体運搬処理の数量が3分の1程度となり、5,022万円余の不用額が生じております。

さらに、その掘った後に埋める、埋め戻し土でございますが、当初は富士河口湖地内の若彦ストックヤードの土を使う予定でございました。しかし、富士吉田市内の宮川の堆積土を利用できるということになり、運搬距離が14キロから5キロほどに短縮されたということで、約565万円ほど不用額が生じております。

それ以外に、現地の立木でございますが、そちらの伐採も、当初200トンほど見込んでおりましたが、伐採せずにかかり残したという経緯もあり、50トンほどに圧縮されたために、1,000万円程度の不用額が生じたという状況でございます。

桜本委員 これは県土整備部が中心となって対応しているんですか。

大久保観光プロモーション課長 実際の発注といったものは営繕課に依頼しまして、対応してもらっているという状況でございます。

桜本委員 今の説明を聞く中で、設計というか、地質調査というか、県が行う業務内容としては非常に納得いかないようなものが割とあるのですが、このことについて具体的にお聞きするということであれば、営繕課のほうがいいわけですか。

大久保観光プロモーション課長 工事の実際の詳細ですとか、そういったものについては営繕課のほうが詳しく把握をいたしておりますが、決算ということになりますと、私ども課で予算計上し、決算をしておりますので、私どものほうでもいろいろ知り得る限りのことをお答え申し上げたいと考えております。

桜本委員 今、大久保課長から口頭で説明をしていただいているわけなのですが、今聞いただけでも、当初のものからかけ離れているものもありますので、当初のものから現況どのように変わっていったのか、資料というか、説明をいただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

大久保観光プロモーション課長 大変恐縮です。口頭ではなかなかわかりにくかったと思います。

それらを整理しましたものをペーパーにして資料としてお出ししたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

(本日の委員会において、資料が配布された。【資料：「郡内地域地場産業振興センターの解体撤去比について」】)

(ふるさと納税について)

山田(一)委員 先ほどの山田七穂委員の質問の関連ですが、広瀬課長が他県へのふるさと納税額として、県民税の控除額を自信を持って答えていらしたんですけど。私は、制度上そこまで細かくわからないんじゃないかなと思っているんですが、そのシステムをちょっと教えていただけませんか。

広瀬地域創生・人口対策課長 控除の関係でよろしいでしょうか。ふるさと納税による控除につきましては、山梨県の甲府市にお住まいの年収 500 万円の給与所得者の場合のイメージでございますが、寄附金額が 3 万円の場合、2,000 円を自己負担としまして、控除額が 2 万 8,000 円となります。そのうち所得税額が 5,600 円。こちらは国税になりますけれども、残りの 2 万 2,400 円が個人住民税となりまして、その 6 割が市町村民税、4 割が県民税ということになります。そこで、山梨県の県民税 4 割というところが、山梨県の県民税の減少分ということになりますので、先ほど山田七穂委員に御説明しました 2 億 5,350 万円余というところに当たるわけでございます。

山田(一)委員 ふるさと納税に限定して山田七穂委員は聞いたので、普通、国税の申告はふるさと納税以外の寄附金も含めた寄付金から 2,000 円控除したものが最終的控除額になるから、それが他県の状況で案分なんて絶対できないと思うので、なぜそれを答えられるのか、私はシステム上のことを聞きたい。どういうことかという、国税の申告内容は国税にしかないし、国税に申告することによって市町村に情報が行きますから、ほかの寄附金と合計して控除するのに、それが逆算されたとしても、なぜふるさと納税額がわかるのかと。だから、総務省などがふるさと納税に限定して何か集計していて、県に金額を教えてくれる以外、明確に答えられないはずだと思うので、そこを聞いたんです。2 億何千万って言っていませんでしたか。さっき。自信を持って。

広瀬地域創生・人口対策課長 今の算定した数字、お答えした数字につきましては、今、御説明申し上げた県民税 4 割という制度に基づき、理論上、算定したものでございますので、公的に公に公表されている数字ではございませんので……。

河西委員長 もし時間がかかるようでしたら、しっかり整理してまた後で回答していただければいいと思いますけど、山田委員、いいですか。

山田(一)委員 いいんです。引き下げてください。というのはね、出せないと思うんです。ふるさと納税もほかの寄付金も一旦合算するんだから。制度上は。だって、社会福祉法人に寄附しました、財団法人に寄附しました、みんなまとめた上で最終的に寄付金控除をするんだから、ふるさと納税だけという限定は多分できない。総務省が知っていて、山梨県は大体このぐらいだよと教えてくれる以外は、正確な数字は出てこないんじゃないかなと私は思うので、とりあえずそういうふうに答えてくれればそれでいいです、私は。

広瀬地域創生・人口対策課長 総務省から出された数字をもってこの控除額ということござい

ますので、先ほどの申し上げた数字につきましては取り下げさせていただきます。

(サテライトオフィスの整備促進について)

望月委員

すみません、1点だけ教えてください。政5のところですが、サテライトオフィスの整備促進という項目の決算額がゼロということなのですが、複数の議員が本会議で質問をしていて、県も当然、県外からの企業誘致、IT関連を中心にといいことで動いている状況ですが、こうなった事情を詳しく教えてくださいでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 こちらのサテライトオフィス整備に関する補助金につきましては、制度といたしましては、空き家を期限つきレンタルオフィス等に活用し、サテライトオフィスとして整備した市町村に対し助成するものでございます。市町村においてもその整備に向け、活用できる空き家がないかを検討したり、あるいは企業誘致に向けた活動をしたりしているところではございますが、なかなか企業と市町村の整備のタイミングといったマッチングが、タイミングが合わないというようなこと、また、あるいは企業が希望しましても、その希望に沿った物件ではなかったということもございまして、幾つか検討をしたところではございましたが、補助金交付の要件には至らなかったということで、実績としてゼロ円になったところでございます。

望月委員

市町村と企業の努力が足りなくてゼロになってしまったということですが、本当に地の利を生かしきれていないというか、四国とか遠いところでも非常にサテライトオフィスで努力されている県もあります。だから、また総括審査でも質問させてもらうつもりではいますけど、市町村任せといったところの仕組みとか、そういったこともしっかりと見直して、相手企業の誘致などをもっと積極的に進めてほしいと思います。

(森林技術総合研究所の山梨県内での現地研修について)

あともう1点、政策企画課の関係ですが、森林技術総合研究所の現地研修の一部を山梨でというような話がありました。その後の動きというのが全然聞こえてこないのですが、すみません、ここで聞くことかどうかということもあるんですが、そこのところの部分、予算的にどうだったのかということも含めてお聞かせいただけますでしょうか。

塩野政策企画課長 もともと政府関係機関の地方移転というところからスタートしたものでございますけれども、現地研修の一部を山梨県内の森林で行うということになりまして、平成28年度に現地で2回研修をしたところでございます。まず1回目が平成28年の7月4日から8日までの5日間でございますけれども、都留市内の大野にございます県有林におきまして現地研修が行われております。それから、もう1回が平成28年の9月26日から30日までの5日間ということで、大月市の同じく県有林におきまして研修が行われております。合計で約40名近くがその研修に参加したと承知をしております。

その後ということではございますけれども、全国的に何県かそういった現地の森林における研修に、山梨県と同じように手を挙げた県がございまして、今年度におきましては県内での研修はなかったという状況でございます。

(企画諸費について)

小越委員

政4ページの企画諸費、3,953万円ですが、これは具体的にどのようなも

のが入っているんでしょうか。

塩野政策企画課長 企画諸費のこの分につきましては、共同通信社から i J A M P という情報をインターネット上で得ているわけですがけれども、その i J A M P の情報を全庁で閲覧するための経費でございます。

小越委員 それが 3,900 万円もかかるんですね。共同通信からの情報を得て、それで 3,900 万円もかかって、みんなにネットで流しているのだからこんなにかかるのですか。もっと違うものだと思ったのですけど。

塩野政策企画課長 内訳の詳細につきましては、後で提出をさせていただきたいと思います。
(本日の委員会において、資料が配布された。【資料：企画諸費】)

(山梨リンケージ推進事業費について)

小越委員 山梨リンケージ推進事業費 629 万円というのは、具体的にどのような事業をされたんでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 山梨リンケージ推進事業費につきましては、主には調査委託費 580 万円余でございますが、県人会に対しての山梨県に帰郷する日数や人数などの愛着度、貢献度に関するアンケート調査、あるいは別荘、クラインガルテンの利用実態を把握するための利用日数や利用人数などのアンケート調査を実施したものでございます。

(総合球技場および周辺整備にかかる経費について)

小越委員 その下の「リニア環境未来都市」整備方針策定事業費と、政 5 ページの総合球技場検討事業費、球技場の構想のところですね。体育施設費の。「リニア環境未来都市」整備方針策定事業費が 3,700 万円、総合球技場検討事業費が 1,000 万円とあるんですけど、これ、それぞれ別かと思うんですけど、コンサルへの委託料というのはそれぞれ幾らぐらいだったんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 まず、「リニア環境未来都市」整備方針策定事業費のほうでございますが、2 件委託に出しております、リニア環境未来都市整備方針策定支援業務ということで、1,649 万円余、それからリニア環境未来都市調査業務ということで 2,095 万 2,000 円でございます。また、総合球技場検討事業費につきましては、総合球技場基本構想策定業務支援ということで、1,845 万円の委託を出しまして、昨年度、993 万 3,000 円余の部分払いをしたところでございます。

(地域限定特例通訳案内士について)

小越委員 観光部のことで聞きたいんですけども、主要施策成果説明書の 30 ページのところに通訳ガイドのことが載っております。地域限定特例通訳案内士の養成研修の実施で 70 人合格されているんですけど、28 年度が最初だったでしょうか。70 人の方がどのような活動、業務をされているのか、仕事としてどのぐらい所得を得たとか、そういうことはわかりますか。

古谷国際観光交流課長 地域限定特例通訳案内士として登録された方々につきましては、例えば、青木ヶ原の樹海のガイドツアーや富士講のガイドツアーなど、富士北麓地域での観光ガイドを中心に、民間団体、タイやインドネシアといったところが主催のサ

イクリングツアー、メディア等の外国人観光客への夏場のインタビュー調査や、県立大学とも連携しておりまして、観光コースの非常勤講師等々、さまざまな活動を行っていると同っております。

具体的な数字については把握しておりませんが、県立大学で行ったアンケート調査では、約半数ぐらいの方々は何らかの形で、密にはございませんけれども、通訳ガイド、あるいは翻訳等も含めて、仕事をされていると同っております。

小越委員 仕事をされている半数の方、半数しか、ということも言えるかもしれませんが、通訳案内はボランティアではなく、なりわいとしてお金を払っていただく仕事だと思うんですけども、その方々が資格を取ったことによって、どのような収入がどのぐらいあったかというのは把握できないんですか。把握する必要はないんですか。

古谷国際観光交流課長 今年度も引き続き事業をしておりまして、県としましても、その方々とマッチング事業者とのマッチング等を行いながら、今後、アンケート等で情勢を確認していきたいと思っております。

河西委員長 これをもって質疑を打ち切ります。先ほどの各委員の質問の資料の提出を後ほどお願いいたします。

質 疑 農政部・人事委員会事務局・監査委員事務局関係

(農政部の不納欠損額及び収入未済額について)

山田(七)委員 農3ページの不納欠損額と農4ページの収入未済額の、違約金及び延納利息について、これが不納欠損や未収入になっている理由をお伺いいたします。

山岸農政総務課長 不納欠損額についてですけれども、平成18年度から21年度に峡東地域における談合事件がございまして、平成23年度に公正取引委員会から課徴金を命じられた業者が約30社ほどございました。その審決に対しては不服申し立てがあり、現在も係争中ですが、不服申し立てを行わなかった業者については課徴金が確定し、契約違約金が県の契約書で決まっておりますので、その支払いを請求しました。このたび業者1社が清算され、法人がなくなりましたので、やむを得ず不納欠損としたものでございます。

収入未済額についてはもう1社、契約違約金の請求をしている会社がございまして、こちらのほうは会社が存続しているため、引き続き督促、請求等を行っている状況でございます。

山田(七)委員 会社が解散なり倒産になる前にこの違約金を回収する努力をどの程度しているのでしょうか。

山岸農政総務課長 御指摘の努力ということですが、課徴金が決定した後、いろいろな財産調査、定期的な督促など、一生懸命努力はしてきたのですが、やはり会社としても立ち行かなくなり破産手続に進んだ状況でございます。その際にも財産調査等を行いました。回収するものがなかったというのが現状でございます。

(農業改良資金特別会計について)

小越委員 監査意見書の 10 ページのところ、表の下のほう、特別会計の二段目ですけれども、「特別会計のうち、農業改良資金特別会計については」というくだりがありまして、これを読む限りだと、平成 22 年に農業改良資金助成法が改正され、貸し付け主体が都道府県から政策金融公庫に変更されたところであり、同会計は、というくだりがあるんですけど、特別会計の設置を義務付けていた規定も削除されたことなどを踏まえ、今後の同特別会計のあり方について検討されたい、と書いてあるのですけれども、ここはどういうことなのか、詳しく説明をお願いしたいんですけれども。何のことかよくわからないので。

安藤農業技術課長 監査委員の指摘事項についてですが、かつては 120 億円ほど農業改良資金の貸し付けを行い、特別会計で管理しておりましたが、委員御指摘のとおり、農業改良資金については日本政策金融公庫に移行して、新たな貸付がなされないことになり、これに伴いまして、国は特別会計の設置義務を削除したということでございます。ただし、現在も特別会計において国への資金の返還等を行っておりますので、私どもも何度かいろいろな場面で内部で検討した結果、平成 30 年度にもう一度検討しまして、今後のあり方、廃止か存続かのあり方を検討するというところで、現在まで続いているところでございます。

小越委員 そうしますと、説明資料の農 14、15 ページに、農業改良資金についての記載がありまして、収入ですよ、繰越金が予算に対して高額になっているというのは、そことも関係するんですか。

安藤農業技術課長 これにつきましては、当年度に金融機関から返還された資金を、翌年度に国へ返還するという制度になっておりますので、全額翌年度に繰越ということになり、非常に高いパーセントになるという状況でございます。

(新規就農者と農業従事者について)

小越委員 主要施策成果説明書の 45 ページの新規就農者数について、先ほども 304 人との御説明がありまして、昨年 290 に比べ、ふえているのですけれども、県の農政ポケット資料集によりますと、平成 25 年新規就農者 248 人、平成 26 年 274 人、平成 27 年 290 人、平成 28 年 304 人ということで、毎年ふえてはいるのですけれども、ということは、農業従事者はふえているのでしょうか。販売農家の戸数とかによりますと、そんなにふえていないような気がするんですけど、新規就農者は平成 24、25、26……これ全部足すと 4 年間で 1,000 人以上ふえていることになっているんです。ということは、農家戸数、農業従事者も 1,000 人とか 2,000 人という単位でふえているのでしょうか。減っているのでしょうか。

中村担い手・農地対策室長 28 年で言えば 304 人ふえております。ただ、正式な統計はそれだけでとっていないと思うのですけれども、やめてしまった方とか、農家で現役のまま、変な話ですけどもお亡くなりになってしまったとか、そういう方が新規に就農された方以上にいるということで、トータルの農業従事者というのは微減ということになっているのだと思います。

小越委員 やめたという話があったんですけど、新規就農者の中で、ことし、28 年に新規就農して、ことしやめたというわけじゃないと思うのですけど、新規就農者を 25 年からカウントしていたとしていきますけれども、去年やめたというような方

はいらっしゃるんですか。その理由とかも追跡されていますか？

中村担い手・農地対策室長 少し説明が足りなかったのですが、25年や26年に新規就農してやめたという方よりも、以前からずっとやっている方でやめられた方、その分が統計上は減っている、そういう理解だと思います。

小越委員 新規就農者はやめずに頑張っていたというふうに理解してよろしいですね。

中村担い手・農地対策室長 そのように理解していただいてよろしいと思います。

(就農定着支援の充実について)

小越委員 47ページのところに、就農定着支援の充実ということで、青年就農給付金準備型、それから青年就農給付経営開始型とあるのですがけれども、準備型のほうが23人、新規9人ですけど、昨年の決算書では、ここが44人と25人だったんですね。次の経営開始型は去年も194人ということでそんなに変わらないのですがけれども、準備型の給付が減っているのは何か理由があるんですか。準備型というのは、これから本格的に就農しようと準備する方で、新規就農する前の準備をする方が減っているということですか。それとも、このときたまたま減ったのですか。

中村担い手・農地対策室長 この準備型というのは、研修を1年もしくは2年やって、その後、新規就農する方に150万円ずつ給付する制度になっていまして、農業を目指す方ということで、御指摘の部分については減っているということになります。

小越委員 それはなぜかというのを聞きたいのですが。主要施策成果説明書の45ページに、担い手への農地集積率ということで、現況値が34.3%と、昨年度の32%からふえたのですがけれども、そもそも農地集積率というのはどのように算出しているのか。山梨県全体の農地に対して、主要な農業をしている認定農業者に集まっている土地とかですか。分母と分子ですね。この農地集積率というのは何を以て産出するのか説明をお願いしたいんですけど。

中村担い手・農地対策室長 まず、分母でございますが、耕地面積でございます。これが2万4,000ヘクタールでございます。それから、分子でございますが、新規就農者、認定農業者、それからこれに準ずる者ということで、約8,200ヘクタールぐらいになっております。

小越委員 ということは、この耕地面積2万4,000ヘクタールの中で耕作放棄地などは除かれて、今、実際に耕作している面積ということですか。耕作放棄地はどのようにカウントされているんですか。

中村担い手・農地対策室長 2万4,000ヘクタールの中に耕作放棄地も含まれております。

質 疑 警察本部関係

(国庫支出金について)

小越委員 警1ページのところです。昨年もお聞きしたのですがけれども、ことしの国庫支

出金の収入済額が予算現額に対して 73.9% ということで、27 年度も 70% 台だと思えるのですけれども、28 年度も 73.9% ということで、国庫支出金が予定より少なかった。だけど、歳出のほうは予算に対して 98% 出しているということになりますと、どこかにしわ寄せが行っているのではないかと心配です。まず最初に、この警 1 ページの国庫支出金がなぜ予定よりこのように少ないのか。毎年こういうものなののでしょうか。昨年もそうだったんですけど。ちょっと説明をお願いします。

天野会計課長 国庫支出金の支出補助額が減額になっているということですが、その理由等については県警察が知る立場ではございませんが、国の財政事情が厳しい中、各都道府県警察の申請額に対する補助金の交付が困難な状況にあるものと考えております。

小越委員 すみません、それはちょっと説明にならない。せめて警察管理費補助金とはどのようなもので、警察活動費補助金とはどのようなものを指しているんですか。

天野会計課長 警察管理費補助金につきましては、災害補償に係る警察本部費や、車両、航空機の維持等に係る装備に対する一般行政費補助金、及び機動隊の超過勤務手当に対する補助金であります。

また、警察活動費補助金につきましては、一般警察活動費、刑事警察費等に対する一般行政費補助金、及び交通安全施設整備に対する交通安全施設整備費補助金であります。

小越委員 実際の警察活動に対して国が負担する額として補助されるということになりますと、警察の活動そのものが縮小していったから、この国の補助金が減っているというふうに、今の説明でいくと思ってしまうんですけど、そういうことなんですか。機動隊の超過勤務手当ですとか、一般警察費のことですとか、交通安全対策費のことなど、警察の業務全体が少なくなっているから、国の補助金も減っているということですか。

天野会計課長 そういうことではございません。補助金の額が少ないからといって警察の活動が少なくなっているということではございません。その補助金の少ない分につきましては、県費を充当して活動をしているところであります。

(待機宿舎等改修費について)

小越委員 県費で補助されていることで聞きたいのですけれども、警 3、それから警 4、5 と見ていきますと、大体いずれも平成 27 年度決算に比べて執行が減っておりますよね。装備費、それから警察施設費も減っておりますし、運転免許費のところだけは、運転免許証作成費が大幅に伸びておりますのでふえているのですけれども、あとはいずれも 1 割とか 1 割以上減っています。実績が。そこで幾つかお伺いしたいのですけれども、警 3 ページの待機宿舎等改修費、ここは毎年毎年載ってくるのですけれども、警察職員の方々の各地域の待機宿舎の改修状況はどの程度まで進んでいるのでしょうか。改修すべきところに対して何% 達成しているんですか。

天野会計課長 待機宿舎の整備状況につきましては、毎年度 1 棟を大改修ということで改修工事をしてきております。老朽化している中で、毎年度 1 棟ずつを大改修しているところであります。現在のところは率ということでは御回答できません。

小越委員

かなり改修せねばならないところがあるのだと思うのですけれども、全体の県の公共施設のところから見ても、警察のところが一番大きいのですので、この宿舎のところは早急にやるべきだと思っております。

(O S S 推進事業費について)

それから、警 4 ページの、市民に一番かわりがあります交通安全対策費について聞きたいんですけど、 O S S 推進事業費が平成 27 年度 2,700 万円、平成 28 年度が 829 万円ということで大幅に減っているのですけれども、この O S S 推進事業費とはどういうもので、どうして減っているんでしょうか。

川口交通規制課長 まず、 O S S 推進事業につきまして御説明いたします。 O S S とは、ワンストップサービスの略でありまして、自動車保有の際に必要な自動車の保管場所に関する手続、自動車の登録に関する手続、自動車税に関する手続をそれぞれ行政窓口まで足を運ぶことなく、インターネットを利用して電子的に全ての手続を一括して行うことができるシステムでございます。

現在、自動車を保有するためには、警察署で行う自動車保管場所証明、いわゆる車庫証明、それから陸運支局で行う自動車を登録するための検査、登録業務、いわゆる車検、それから県税事務所でいう自動車取得税、自動車税の申告の 3 つの手続を行う必要がありますが、これらを個別に行うことが非常に煩雑であり、かつ、複数の行政機関に出向かなければならないなどということで、申請者にとっては重い負担となっております。このため、県民がインターネット上において 1 回の手続で関係行政サービスを受けることができる O S S システムの構築を進めているところでございます。

次に、それに対する負担金の減少について御説明いたします。これにつきましては、 O S S を行うためには、まだまだシステムの構築が必要となっております。現在、警察庁で構築いたしました O S S 警察共同利用型システムが、各県がそれぞれシステムを構築するよりも非常に効率よくいろいろな業務が進められるということで導入が推進されておりますが、この構築に対して、平成 27 年度、及び 28 年度で事業計画を立てまして、各県の負担金を算出したところでございますが、平成 27 年度の立ち上げ時にこのシステム構築に係る契約を行ったところ、競争入札の原理が働かしまして、競争となりまして、契約額が大幅に減少いたしました。これによりまして、平成 27 年度に対して平成 28 年度の負担金が必然的に減額となったものでございます。

(信号機の設置件数について)

小越委員

交通安全対策費、12 億 1,500 万円ですけれども、ここを経年的に見ていきますと、その前が 12 億 8,700 万円、その前が 14 億 5,800 万円ということで、毎年度減らされています。一番市民に関係するところだと思いますので、交通安全施設整備費、交通安全施設維持管理費、このあたりですよね。あと、信号機が一番身近だと思うんですけれども、信号機の設置について毎年聞いているのですけれども、昨年度は信号機の設置が何件あったのか、要望が何件に対して何件設置されたのかお伺いします。

川口交通規制課長 平成 28 年度の信号機の設置状況についてお答えいたします。平成 28 年度は県下の各警察署から 37 件の設置要望がございまして、このうち現地調査等を行いまして、8 機の新設を行っているところでございます。

小越委員 それは交通安全施設整備費の中に入るんでしょうか。不用額のところの交通安全施設維持管理費執行残とか、ここには入らず、37件要望中8機ということになりますと、あと29機はやっていないというか、これからどうなるか心配ですけれども。全部の予算を使って8機しか要望が満たされなかったのか、なぜ29機もできなかったんですか。予算がなかったからですか。

川口交通規制課長 信号機の設置につきましては、警察庁で示しております信号機設置の基準等がございます。各警察署から上申がございました要望の内容を精査してまいりますと、信号機を設置することによって、道路形状上などといったことから、例えば、カーブしている場所ですと、設置することによって新たな危険が生ずるおそれがあったり、また、道路形状上、先行して道路改良を行う必要があるものなど、いろいろな条件によって設置が困難な場所もございます。現在そういったところにつきましては道路管理者等と協力いたしまして、各種検討を行っているところでございます。結果といたしまして、平成28年度は8機の新設に至ったということになります。

小越委員 確認したいんですけど、37機のうち残り29機は信号機をつける必要がないという判断ですか。それとも、いろいろな調整のためにできなかったのか、繰越なのか、そこはどうなんですか。

川口交通規制課長 今回設置できなかったものの中には、必要性に乏しいものもあります。それ以外に先ほど申し上げました道路管理者等との現場検討、また、改良等が必要なために設置できなかったものもございます。どちらもでございます。

(将来予想される証明事務手数料収入の減に対する対応について)

桜本委員 警1なのですが、収入という財源を考えると、例えば、これから免許の返納がふえたり、あるいは少子化で免許を取る人がだんだん少なくなったりして車の数が減ってくると、自動車保管場所の確保に関する証明事務手数料収入も少なくなっていくということで、やはり長期的なことを考えると、収入減というのが目に見えて出てくるわけなのですが、今後のこの部分の予想というか、収入におけるどんな将来像を県警としては持っているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

天野会計課長 委員御指摘のとおり、免許人口等が減ってくるわけで、各種手数料等の減額等も予想されておりますが、限られた予算の中で治安維持に必要なものを予算化して、それを実現していくよう考えてやっていきたいと思っております。また、新たな収入等の財源の確保ということで検討をしている面もありますので、その辺のところも検討をしていきたいと考えております。

その他 ・ 人事委員会事務局及び監査委員事務局については、経常的経費のみであるため、執行部等からの概要説明は省略する扱いとした。

以上

決算特別委員長 河西 敏郎